

## 再審法改正を求める意見書

えん罪は最大の人権侵害の一つであり、えん罪被害者の救済は、我が国にとつてはもちろん、地方自治体にとっても、地域住民の人権を守る観点から重要な課題である。

このような中、えん罪被害者を救済する制度である「再審」について、現行の刑事訴訟法には再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。そのため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちであり、審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれかねない状況にある。

の中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、捜査機関にある証拠が再審段階で明らかになり、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、このような格差を是正するためには、証拠開示を規定した法律の改正が必要である。

また、再審開始決定がなされても、検察官が不服申立てを行う事例が相次ぎ、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定後は、速やかに再審公判に移行すべきであり、再審開始決定に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、国会及び政府におかれでは、えん罪被害者を迅速に救済するため、次の事項を含む刑事訴訟法の再審規定の改正を速やかに行うよう強く要望する。

- 1 再審請求手続における証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月3日

伊勢原市議会